3　法第31条の認定（供給計画の認定）の有無

（有・無）

4　法第56条の認可（終身賃貸事業者の事業の認可）の有無

（有・無）

Ⅲ　サービス付高齢者円滑入居賃貸住宅である部分について

1　サービス付高齢者円滑入居賃貸住宅の位置

住戸番号	

2　サービス付高齢者円滑入居賃貸住宅の戸数

住宅戸数	戸

3　高齢者居宅生活支援サービス及び当該サービスを提供する者の概要

⑴　高齢者居宅生活支援サービスの提供に関する契約の締結を、賃貸借契約の締結の条件としているもの（賃貸条件型サービス）について

サービスの内容及び対価の概算額	1．介護保険の適用があるサービス （内容：　概算額：約　円） 2．医療保険の適用があるサービス （内容：　概算額：約　円） 3．その他のサービス （内容：　概算額：約　円）
上記サービスについての前払金の概算額及び算定の基礎	約　円 （算定の基礎：　）
上記前払金に対する保全措置の内容	
サービスを提供する者の氏名又は名称	
サービスを提供する者の住所	
サービスを提供する者の連絡先	電話番号（　） 電子メールアドレス（　）
別契約である旨	

㈱　サービスを提供する者毎に作成すること。

⑵　上記⑴以外のものについて

サービスの内容及び対価の概算額	1．介護保険の適用があるサービス （内容：　概算額：約　円） 2．医療保険の適用があるサービス （内容：　概算額：約　円） 3．その他のサービス （内容：　概算額：約　円）
上記サービスについての前払金の概算額	約　円
上記前払金に対する保全措置の有無	（有・無） 有る場合、当該保全措置の内容 （　）
サービスを提供する者の氏名又は名称	
サービスを提供する者の住所	
サービスを提供する者の連絡先	電話番号（　） 電子メールアドレス（　）

㈱　サービスを提供する者毎に作成すること。

4　老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条の届け出の有無

（有・無） 有る場合：届出先の都道府県（　） ：届出年月日（　年　月　日）

附　則

この省令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年八月十九日）から施行する。ただし、第二章中第二条の前に一条を加える改正規定、第二条（見出しを含む。）及び第三条（見出しを含む。）の改正規定並びに同条の次に三条を加える改正規定は、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年五月十九日）から施行する。

○防衛省令第十三号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百三十六条第三項及び第百四十二条（これらの規定を同令第百四十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月十八日　防衛大臣　浜田　靖一

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第二号中「令」を「自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号。以下「令」という。）」に改める。

第六十条第二項中「自衛隊法施行令」を「令」に改める。